



神奈川県

KANAGAWA

人権を考える

HUMAN RIGHTS



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

ともに生きる 翔子

C O N T E N T S

も く じ

	はじめに	1
1	子どもの人権	2
2	女性の人権	4
3	障がい者の人権	8
4	高齢者の人権	12
5	疾病等にかかる人権課題	14
6	同和問題(部落差別)	16
7	外国籍県民等の人権	18
8	貧困等にかかる人権課題	20
9	犯罪被害者等の人権	22
10	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	24
11	性的マイノリティの人権	26
12	インターネットと人権	28
13	様々な人権課題	30
	人権に関する主な相談窓口	33

はじめに

神奈川県では、令和4（2022）年3月に、『かながわ人権施策推進指針』を改定し、「人権がすべての人に保障される地域社会の実現」をめざしています。そのためには、県民一人ひとりが人権意識を高め、行動する必要があります。

この資料を県民や企業のみなさまに人権について学びきっかけとしてご活用いただき、「人権がすべての人に保障される地域社会」を実現していくための一助としていただければ幸いです。

『かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）』 抜粋

指針の目標

人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざします。

基本理念

- (1) 誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。
- (2) 誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会をめざします。
- (3) 誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されることのない、人と人とのつながりを重視した、ともに生き、支え合う社会をめざします。

人権尊重のための基本姿勢

県民の皆様に取り組んでいただきたいこと

日常生活の中で、偏見に基づく不当な差別的言動など、人権上問題があると思われる出来事に接した際に、直感的にそれはおかしいと思う感性や、人権への配慮が自らの態度や行動に表れるような人権感覚を身に付けることが大切です。そのためには、次の点に留意する必要があります。

- 一人ひとりがかけがえのない存在だという気持ちを持ち、自分の人権も、他人の人権も等しく大切にすること
- 一人ひとりに多様な個性があることを知り、それを認め合うこと
- 「偏見を持たない」、「差別をしない」、「差別を許さない」という気持ちを行動に表すこと
- 人権課題を「自分ごと」としてとらえ、その解決に向けて行動すること
- 地域とのつながりを大切にするなど、毎日の生活で「支え合い」について心がけること

企業等の皆様に取り組んでいただきたいこと

現代社会において、企業等が人権尊重の視点に立って活動を行うことは、企業価値を高めるだけでなく、企業等が果たすべき社会的責任の一つとして求められています。人権尊重の視点に立った企業活動や、職場づくり等のためには、次の点に留意する必要があります。

- 職場全体で人権尊重の意識を高めること
- パワー・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントの根絶に向けて取り組むこと
- 人権啓発を推進するためのしくみをつくること
- 消費者や取引先の方の人権に配慮した企業活動を行うこと
- 個人の能力と適性に基づく公正な採用と公平な処遇を行うこと
- 県等が実施する講演会に参加するなど、人権課題への理解を深めるために積極的に行動すること

人権教育の推進

県民一人ひとりが、学校教育と社会教育を通じて、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、互いの多様性を認め合う人権が真に尊重される地域社会が実現するように次の点を基本とする人権教育を総合的に推進します。

- 1 責任を自覚しつつ自分らしく生きることができる人の育成をめざす教育
- 2 人権感覚の育成をめざす教育
- 3 人権課題の認識を深める教育
- 4 生涯学習の視点に立った教育

人権啓発の推進

人権尊重の理念についての理解を十分深め、様々な人権課題に対し、自分自身の問題として認識すること、また人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に表れ、根づくことをめざし、あらゆる機会、あらゆる場を通じて、より効果的な啓発活動を推進します。

- 1 多様な啓発活動の展開
- 2 NGO・NPO等との協働・連携
- 3 県民、企業等が行う啓発活動への支援

1 子どもの人権

子どもへの虐待が増加し、深刻な問題となっています。また、子どもたちの間のいじめも依然として後を絶たず、性犯罪・性暴力や薬物乱用の問題も社会問題化しています。子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで成長していく環境づくりを進めましょう。

児童の権利に関する条約

「児童の権利に関する条約」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元（1989）年に国連総会で採択されました。日本は、平成2（1990）年に署名し、平成6（1994）年に批准しています。

「児童の権利に関する条約」（抜粋）

■第3条 児童に対する措置の原則

児童に関するすべての措置を取るに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

■第12条 意見を表明する権利

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

昭和26（1951）年に「児童憲章」が制定されています。

「児童憲章」には、「われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。」と記されています。

児童虐待の防止

児童虐待は、子どもの基本的人権に対する重大な侵害であるだけでなく、その後の健やかな成長や人格形成等に深刻な影響を与えるものです。子どもが健やかに成長、発達し、夢と希望にあふれる毎日を送れるよう、児童虐待の予防及び早期発見、関係機関との連携による迅速な対応、被害児童自立のための支援などが求められます。また、親が悩みや家庭内の問題を自分だけで抱え込んで孤立化することがないように、地域の人たちが悩みや問題を理解し、支えることが必要です。

○ 児童虐待の防止等に関する法律「第2条 児童虐待の定義」（平成12（2000）年公布・施行）

子どもへの虐待が疑われたり、発見したりしたときは、児童相談所や市町村に相談（通告）しましょう。

身体的虐待

性的虐待

保護の怠慢
ないし拒否
(ネグレクト)^(注)

心理的虐待

(注) 子どもを長時間放置する、適切な食事を与えない、極端に不潔な環境の中で生活させるなど

質問コーナー

Q1

子どもは小さい頃から厳しくしつけることが大切だと思っています。たたくこともしつけの範囲ではないでしょうか？

A1

たとえ親が「しつけです。」と言っても、また、子どもに対する愛情のつもりであっても、子どもに一方的に暴力をふるうことは虐待になります。

身体的な暴力だけでなく、「ばか、死ぬ。」「おまえなんか生まれてこなければよかった。」といった言葉による暴力、子どもの面前での夫婦喧嘩やDVは心理的な虐待にあたります。虐待を受けた子どもの心は、大きく傷付きます。もっとも大切なのは子どもが「大切にされている、愛されている。」という気持ちを持ちながら、自分自身と他人を尊重する心や善悪の判断を学んでいくことです。

「良いことは良い、悪いことは悪い。」ときちんと子どもに向きあってわかるように話してあげてください。

Q2

子どもが「学校に行きたくない」と言い始めました。わけを聞いていくうちに学校でいじめられていることを話してくれました。どうしたらよいのでしょうか？

A2

まず、子どもが悩みを話してくれたことについて「悩みを話してくれてありがとう。」という気持ちを伝えてあげてください。次に、子どもの話を丁寧に一生懸命に聞いてあげてください。そして、子どもの様々な思いを受け止めて、共感し、そのあとで、どうしたら良いか一緒に考えていくことが大切です。「今できることは何か。」そんなところから子ども自身が解決策を考え、実行していけるように支援してあげましょう。

また、子どもとよく話しあった上で、必要に応じて学校の先生や相談機関に相談することも大切です。→人権に関する主な相談窓口 P.33

Q3

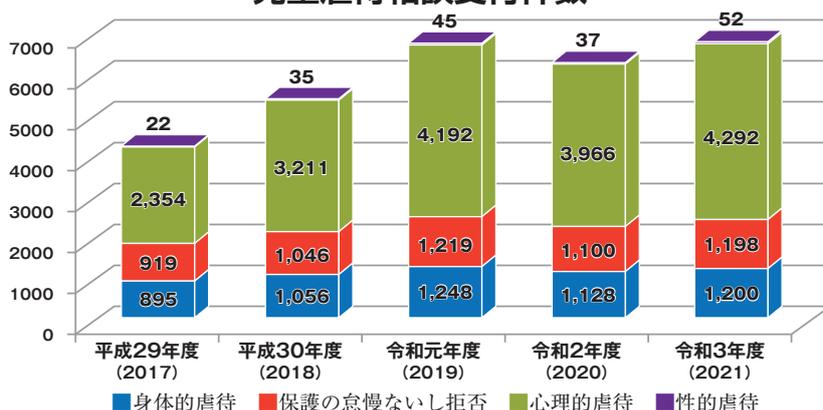
生徒から、親に性的ないたづらをされていると打ち明けられました。本人は「誰にも言わないで。」と言うのですが、どうしたらよいのでしょうか？

A3

性的虐待を「誰にも言わないで。」と告白する例は少なくありません。生徒は自分が告白することで家族が崩壊するのではないかと心配している場合があります。また、恥ずかしい気持ちから、そうした事実を隠しておきたいと思うものです。勇気をもって告白してくれた生徒の心情をしっかり受け止め、対応していきましょう。

打ち明けられた先生は、生徒との関係を大切にすあまり、誰にも相談できずに身動きがとれない事態に陥ってしまうことがあります。性的虐待の告白があった場合は、生徒を犯罪から守ることを最優先に、決して一人で抱えず、生徒のプライバシーや心のケアに十分配慮し、問題解決のために組織で対応していく必要を生徒に伝え、養護教諭やスクールカウンセラー、管理職等に連絡し関係機関に通告してください。学校は、被害を受けた生徒の安全を図るために、関係機関との慎重かつ早急な協議を行うとともに、学校としての支援体制づくりに取り組むことが必要です。

児童虐待相談受付件数 (注)



(注) 中央・平塚・鎌倉三浦地域・小田原・厚木児童相談所・大和綾瀬地域(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の児童相談所は含まない)(大和綾瀬地域は令和3年度より開設)

令和4(2022)年6月2日付
県子ども家庭課記者発表資料より

2 女性の人権

配偶者等からの暴力(DV)やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、政治や企業等の政策・方針決定過程の場での女性の参画の低さも問題となっています。

男らしさ、女らしさを強制されず、それぞれが個々人の力に見合った働き方や生き方を実現し、生きづらさが解消された社会である「ジェンダー平等社会」の実現をめざしましょう。

男女共同参画社会の実現

平成11（1999）年に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」には、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」とあり、職場・学校・家庭・地域等あらゆる場での取組みが求められています。県では、平成14（2002）年に「神奈川県男女共同参画推進条例」を施行するとともに、令和5（2023）年3月に「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進しています。

かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）

「すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ」をめざして、4つの基本理念に基づき、5つの重点目標の達成に向けた施策の基本方向を示すとともに、具体の施策・事業を実施します。

基本目標

すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ

①人権の尊重

②あらゆる分野への参画

基本理念

③ワーク・ライフ・バランスの実現

④固定的な性別役割分担意識等の解消

重点目標

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

- ・政策・方針決定過程における女性の参画
- ・あらゆる分野における女性の活躍促進
- ・家庭・地域活動への男性の参画

重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

- ・職業生活における活躍支援
- ・働き方改革と新たなワークスタイルの推進

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし

- ・あらゆる暴力の根絶
- ・困難を抱えた女性等に対する支援
- ・生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援
- ・防災・復興における男女共同参画の推進

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

- ・固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革
- ・子ども・若者に向けた意識啓発
- ・育児・介護等の基盤整備

重点目標5 推進体制の整備・強化

- ・多様な主体との協働
- ・ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進
- ・進行管理

女性への暴力の防止と人権の尊重

(1) 配偶者等からの暴力について

暴力は誰に対しても決して許されるものではありません。特に、家庭内などで行われることが多いため、被害が潜在化しやすいDVは、女性被害者の割合が多く、女性と男性がお互いを尊重しあう男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題です。また、近年では、ストーカー行為や交際相手からの暴力（デートDV）も大きな問題となっています。

○ 暴力の代表的な形態

身体的暴力

殴る、蹴るなど体に危害を与える

精神的暴力

暴言を吐く、脅かすなど

経済的暴力

生活費を渡さないなど

社会的暴力

外出や親族・友人との付き合いを制限するなど

性的暴力

性行為を強要する、避妊に協力しないなど

○ 「かながわDV防止・被害者支援プラン」

県では、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の方を支援するための基本計画を策定しており、平成31（2019）年3月に改定しました。以下の4つの基本認識に基づき、5つの重点目標を定め、それぞれの施策を推進します。

4つの基本認識

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。
- DVを防止するとともに、相談や被害者の保護から自立の支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うことは、国及び県・市町村の責務です。
- DVは、子どもに対しても深刻な影響を及ぼす重大な問題であり、子どもの心身の安定の確保や教育を受ける権利への配慮と一体となった被害者への支援が必要です。
- DVへの対策を推進するためには、国及び県・市町村の関係機関、民間団体などが幅広く協働・連携しながらそれぞれの役割を担っていくことが不可欠です。

5つの重点目標

重点目標Ⅰ

暴力の未然防止

重点目標Ⅱ

安心して相談できる体制の整備

重点目標Ⅲ

安全が守られる保護体制の整備

重点目標Ⅳ

自立支援の促進

重点目標Ⅴ

市町村、民間団体及び関係機関との連携等

(2) 様々なハラスメントについて

ハラスメントとは「嫌がらせ、いじめ」のことを指し、職場など様々な場面での、重大な権利侵害で相手を不快にし、尊厳を傷付け、不利益を与える言動です。

「セクシュアルハラスメント」、「パワーハラスメント」、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」など、近年、私たちのまわりでハラスメントに対する理解が深まり、重大な人権課題として認識されています。

○（職場における）セクシュアルハラスメントとは

職場において、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることをいいます。

○（職場における）パワーハラスメントとは

職場において、優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、労働者の就業環境が害される（労働者が身体的・精神的に苦痛を与えられる）ことをいいます。なお、性的指向・性自認に関する言動や望まぬ暴露（いわゆる「アウティング」）もこれに含まれます。

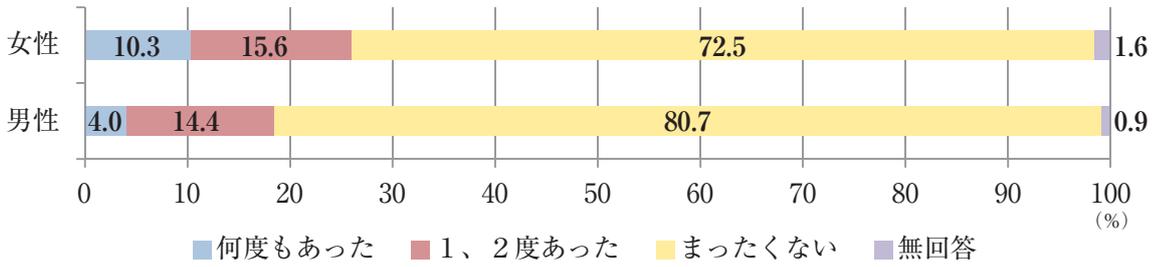
○（職場における）妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは

職場において、上司・同僚からの言動により、妊娠・出産や育児休業等を申出・取得した労働者の就業環境が害されること（解雇その他不利益な取扱いの示唆、制度利用の阻害、嫌がらせ等）をいいます。

こうした様々なハラスメントに対しては、これが重要な人権課題であるとの認識のもと、組織としてハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化とその周知・啓発や、相談体制の整備等に取り組む必要があります。

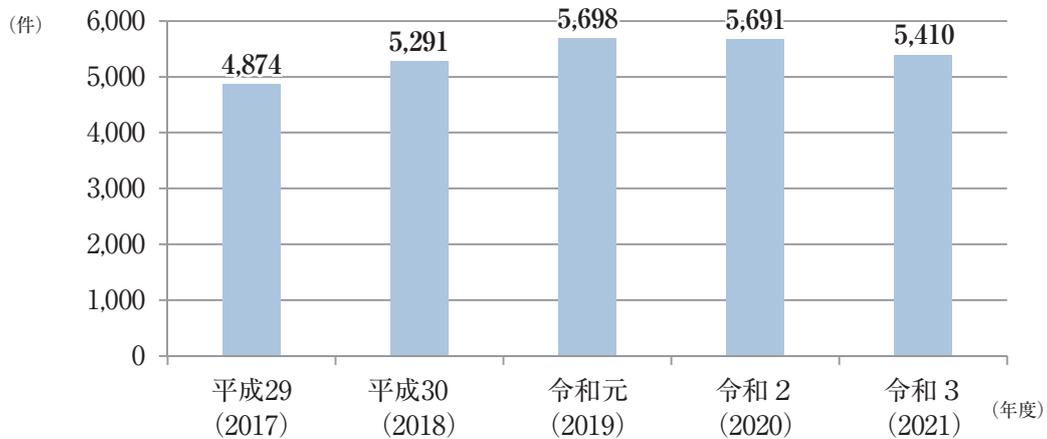
配偶者からの被害経験（全国）

—「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかの行為を一つでも受けたことがある—



内閣府「男女間における暴力に関する調査」令和3（2021）年3月

DV相談件数の推移〈神奈川県配偶者暴力相談支援センター〉



※神奈川県内では、県のほか横浜市、川崎市、相模原市で配偶者暴力相談支援センターを設置しています。

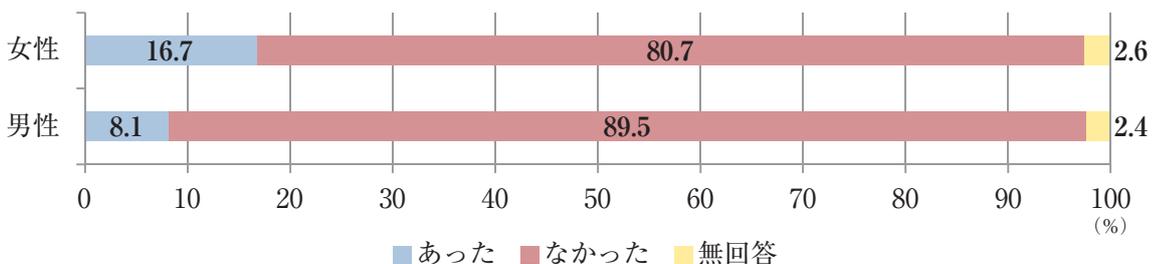
県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は近年5,000件前後で推移しています。

また、加害者によるさらなる暴力や追及の可能性が高い場合、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づき、神奈川県が一時保護を行っています。

令和3（2021）年度に緊急一時保護をした被害者の半数近くが子どもを同伴していましたが、「児童虐待の防止等に関する法律」において、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力は児童虐待に当たるとされており、被害者が同伴している子どもも虐待を受けている場合があります。こうした子どもに対する生活面の支援と心身のケアが必要です。

交際相手からの被害経験（全国）

—「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかの行為を受けたことがある—



内閣府「男女間における暴力に関する調査」令和3（2021）年3月

最近では、高校生・大学生など若い世代も含めたデートDVも問題となっています。子どもの頃から、暴力はどんな場合でも人権侵害であり、男女が互いに人権を尊重し合う意識を持つことが大切です。

質問コーナー

Q1

「ジェンダー平等社会」とは、どのような社会でしょうか？

A1

「ジェンダー」とは、生物学的性別（セックス）に対し、社会的・文化的に形成された性差に着目する表現です。男性、女性という二つだけの性に人々をばめ込まず、世の中には多様な性のグラデーショがあることについて注意喚起を促す概念でもあります。

「ジェンダー平等」は、「男女共同参画」と比べ、次の点に焦点を当てていることが特徴です。

- ・男性、女性だけではなく、性的マイノリティを含め、すべての人を対象とする。
- ・機会の平等だけではなく、格差の解消もめざす。

県では、男らしさ、女らしさを強制されず、それぞれが個々人の力に見合った働き方や生き方を実現し、生きづらさが解消された社会である「ジェンダー平等社会」の実現をめざして、施策を進めています。

Q2

友人が夫から抵抗できなくなるまで殴られ、「誰が食べさせてやっているんだ！」と言われ、生活費も満足に渡されていない状況にあります。力になってあげたいのですが、どうしたらよいのでしょうか？

A2

家庭内の暴力を相談することは勇気がいることですが、自分や子どもの安全や将来のために支援を求めることが大切です。友人には「DV防止法」に基づき設置された「配偶者暴力相談支援センター」などに相談するようアドバイスしてあげてください。市町村の相談窓口や警察署などでも相談を受け付けています。緊急の場合は110番することも必要です。

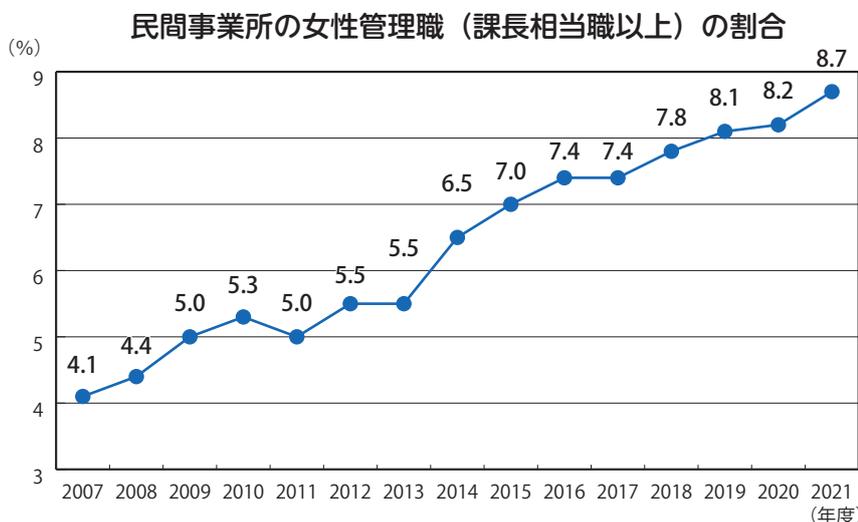
また、「配偶者暴力相談支援センター」では、相談のほかに被害者の一時保護や自立のための情報提供等を行っています。そのほか、地方裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者である配偶者に対し接近禁止や自宅からの退去を命じることができる「保護命令」制度もあります。→人権に関する主な相談窓口 P.33

政策・方針決定過程における女性の参画

「神奈川県男女共同参画推進条例」による、従業員数300人以上の事業所からの男女共同参画の推進状況の届出結果では、民間事業所における女性管理職の割合は、男性に比べて、未だに低い状況が続いています。

女性の参画は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や新たな発想をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、大きく期待されています。

方針決定過程において、女性の意思が広く公平に反映されていくためにも、女性の登用促進が必要です。



神奈川県「男女共同参画年次報告書」令和4(2022)年9月

3 障がい者の人権

平成23（2011）年に、「障害者基本法」が改正され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが目的とされました。

私たち一人ひとりが障がいや障がい者を正しく理解するとともに、人間が生まれながらに持っている権利が擁護され、誰もが自己選択や自己決定を尊重される地域社会の実現をめざしましょう。

ノーマライゼーションの実現した社会

ノーマライゼーションとは、障がいの程度や状態にかかわらず、家庭、地域、職場、学校などで、ともに安心して日常生活を送り、社会参加と自己実現を図ることができ、幸福な人生をめざして暮らすことのできる共生社会をめざす考え方をいいます。

ノーマライゼーションを実現するためには、取り除かなければならない様々な障壁（バリア）があります。段差があったり、エレベーターのない建物などの「目に見える物理的バリア」、障がいの程度や状態などによって資格取得などが制限されるなどの「制度的バリア」、緊急の車内放送が耳の不自由な方に届かなかったり、目や耳の不自由な方への必要な情報の提供が平等ではないことなどの「文化・情報面でのバリア」、駅前や点字ブロックの上への迷惑駐輪や障がい者に対する偏見や世間体を気にする意識などの「心理的バリア」があげられます。これらのバリアをなくすことを「バリアフリー」といい、障がい者だけでなく、高齢者や子ども等にも生活しやすい環境を実現するために必要なことです。

さらに、近年はバリアフリーの考え方をさらに進め、ユニバーサルデザインという、障がいや年齢、国籍、性別などの違いを超えて、はじめから、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行う考え方が広がっています。

一人ひとりを大切に

○ あなたの近くで困っている様子の方を見かけたら

声をかけよう

「ゆっくりと」「静かに」
「わかりやすく」

よく聞こう

「ていねいに」「くりかえし」

必要なときはサポートしよう

「相手の立場に立って」「自然に」

ご存知ですか？

—障がいのある方のためのいろいろなマーク—



耳マーク

聴覚に障がいのある方が、聞こえが不自由なことを周囲に知らせるためのマークです。また、聴覚障がい者に対し、申し出があれば必要な援助を行うことを呼びかけるマークでもあります。



ハート・プラスマーク

身体の内部に障がいがある方を示すマークです。外見からは分かりにくいいため、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。その場に応じた配慮をしましょう。



オストメイトマーク

オストメイト（人工肛門、人工膀胱など手術で腹部に「排泄口（ストーマ）」を造設した方）が利用できるトイレの入口等に表示するマークです。



身体障害者補助犬マーク

身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）は公共の施設や交通機関だけでなく、スーパー、ホテル、飲食店などの一般的な施設にも同伴できます。



ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。

マークを身につけた方が困っているようであれば、声をかける等思いやりのある行動をとりましょう。

※ 紹介しているマークは、それぞれ関係団体・機関が提唱しているものです。

※ 施設等での身体障害者補助犬の同伴については、原則として法律で認められています。

障害者差別解消法

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28（2016）年4月1日に施行されました。

○ 「障害者差別解消法」のポイント

国の行政機関・地方公共団体等	民間事業者
不当な差別的取扱いは禁止。 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。	不当な差別的取扱いは禁止。 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

○ 「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮」とは

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明^(注1)があった場合には、負担が重すぎない範囲で、「社会的障壁」^(注2)を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がい者の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

（注1） 知的障がい等により本人が自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

（注2） 障がい者にとって利用しにくい設備や制度など、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの。

手話は、大切な言葉

手話は、耳の聞こえない方が意思を伝えるための大切な言葉です。

神奈川県では、県民みんながお互いを大切にし、支え合う社会をめざし、平成27(2015)年4月に、「神奈川県手話言語条例」を施行し、令和5(2023)年3月に一部改正しました。

また、手話を多くの方に知ってもらうために、「神奈川県手話推進計画」を平成28(2016)年4月に策定し、令和4(2022)年3月に改定しました。

○ 「神奈川県手話言語条例」について

■基本理念

ろう者^(注)とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる地域社会の実現のため、手話の普及等を推進します。

（注）この条例では、手話を言語として日常生活または社会生活を営む者のことです。また、手話（触手話や接近手話）を使う盲ろう者も含まれます。

■県の責務

県は、手話の普及等を推進します。市町村と連携・協力し、施策を推進します。

■県民、事業者の役割

県民は、手話に対する理解を深めます。

事業者はろう者へのサービス提供や、雇用するときは、手話の使用に配慮します。

○ 「神奈川県手話推進計画」について

神奈川県の手話推進計画では、手話の普及等に関する3つの方向性を定めています。

■手話の理解を広げます

手話講習会や手話のイベントを開きます。

■手話を学ぶしくみを充実します

地域や学校で、さまざまな世代の方々が手話を学ぶための冊子や動画などの教材や学ぶ機会をつくります。

■手話を使いやすい環境をつくります

手話通訳者や盲ろう者通訳・介助員などの専門人材の計画的な養成等に努めます。

「当事者目線の障がい福祉」の推進

神奈川県は、障がい者に関係するすべての人が、本人の気持ちになって考える「当事者目線の障がい福祉」を進めるため、令和4(2022)年10月21日に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を公布しました。(この条例は、令和5(2023)年4月1日に施行します)

○ 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」について

■当事者目線の障がい福祉とは

障がい者に関係するすべての人が、本人の気持ちになって考え、本人の望みと願いを大事にして、そして、障がい者が、自分の気持ちや考えで、自分に必要なサポートを受けながら暮らすことができるような社会をつくることです。

■基本理念

個人として尊重されること、障がい者が自己決定できるようにすること、障がい者が希望する場所で自分らしく暮らせること、などを掲げています。

■県の責務

県は、当事者目線の障がい福祉に関する総合的な施策を策定し、実施します。

県は、当事者目線の障がい福祉に関する理解を深めるための普及啓発を行います。

■県民、事業者の責務

県民及び事業者は、県が実施する施策に協力するよう努め、障がい者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めます。

COLUMN

ご存じですか？障害者週間

みなさんは「障害者週間」をご存じでしょうか。

「障害者基本法」においては、障がい者に対する国民の理解と関心を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」としています。この期間を中心に、国、地方自治体、関係団体等において、意識啓発のための様々な取り組みが展開されます。

神奈川県内においても、「障害者週間」にあわせて、様々なイベントが行われています。県障害福祉課のホームページにイベントの一覧を掲載していますので、みなさんも是非参加してみてください。

「神奈川県手話言語条例」について

平成27(2015)年4月に「神奈川県手話言語条例」(以下、「条例」)が施行されましたが、この条例はどうしてつくられたのでしょうか。

これまで長い間、ろう者は聞こえないがゆえに差別を受け、自分たちの言語である手話を堂々と使うことができませんでした。それだけでなく、ろう学校では手話の使用が禁じられ、ろうの子どもたちは聞こえる人たちと同じように発音し、相手の口を見て話していることを読み取ること(これを「口話法」といいます。)を強制されていました。

これに対し、ろう者たちは、堂々と手話を使ってコミュニケーションし、手話でいろいろな情報を得ることができ、また、ろうの子どもが手話を獲得し、学校で手話を学び、手話でいろいろなことを学ぶことができるような社会を求めて運動を続けてきました。

このような歴史に対する反省を踏まえ、県民の手話及びびろう者に対する理解を深め、いろいろな場面で手話を使うことができる環境をつくっていくことを目的として、条例がつけられたのです。

現在、この条例に基づいて策定された「神奈川県手話推進計画」に沿って、県民や事業者向けの手話講習会の開催、県民向け手話学習冊子の作成、県内小・中・高校での手話月間の実施、ろう児の手話獲得支援など様々な手話の普及及びびろう者の理解に関する施策が進められています。

一人でも多くの県民に手話とろう者について知っていただき、力を合わせてろう者を含む全ての県民が暮らしやすい社会をつくっていきたいと考えています。

さあ、皆さんも一緒に手話を学び、ろう者と話してみませんか。

神奈川県聴覚障害者連盟理事長 河原 雅浩

津久井やまゆり園事件 この悲しみを力に、 ともに生きる社会を実現します

平成28年7月26日、障害者支援施設である
県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。
このような事件が二度と繰り返されないよう、
私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、
ともに生きる社会の実現をめざし、
ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。



ともに生きる社会

かながわ憲章

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、
すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく
暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げる
あらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、
県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県

題字「ともに生きる」
ダウン症の女流書家 金澤翔子

本県の取り組みや金澤翔子さんの席上揮毫の動画などは、
こちらから



この憲章は神奈川県と神奈川県議会が共同して策定したものです。



神奈川県

4 高齢者の人権

高齢者への身体・精神面や財産面での権利侵害が生じています。今後、高齢者の急速な増加が見込まれます。高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会の実現をめざしましょう。

高齢者の尊厳を支える

高齢化の進展とともに、介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。高齢者が、地域において尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができるよう、高齢者虐待の防止に取り組むことや、認知症に関する理解を深めることなどが必要です。

高齢者虐待防止法

近年、我が国においては、介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では家庭や介護施設などでの高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が表面化し、社会的な問題となっています。平成17(2005)年11月1日に国会において「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が議員立法で可決、成立し、平成18(2006)年4月1日から施行されました。

この法律において、高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対する身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待と定義されています。高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を保持するうえで、これを防止することが極めて重要であることから、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村へ通報することなどを国民に求め、通報を受けた市町村には、その事実確認や一時保護の措置等を義務づけています。また、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者に対する迅速で適切な対応を行うための体制整備を国及び地方公共団体の責務としていることから、県では、県民に対する通報義務等の普及啓発や、虐待の対応にあたる市町村職員等に対する研修を行うなど体制の整備を図っています。

高齢者の持っている知識や能力、経験の発揮

本県の高齢者人口は、2040年には総人口の33.6%に達し、平成27(2015)年比で約1.3倍増加することが見込まれています。とりわけ、85歳以上の高齢者の増加傾向は著しく、2040年には、平成27(2015)年の約2.6倍に達することが見込まれています。

地域共生社会の実現に向けて、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進める必要があります。高齢者が自らの経験や知識をいかしつつ、いきいきと主体的に地域社会に参加できるようにしていくことが大切です。

国連による本格的な高齢化問題への取組みとしては、昭和57(1982)年に初めて「高齢化に関する世界会議」がウィーンで開催され、「高齢化に関する国際行動計画」が決議、採択されました。さらに、平成3(1991)年にはこの国連行動計画の推進などをめざして「高齢者のための国連原則」が採択され、次のことが示されました。

自立

収入、家族・共同体の支援及び自助努力を通じて、十分な食料、水、住居、衣服、医療へのアクセスを得るべきである。安全な環境に住むことができるべきである 等

参加

社会の一員として、自己に直接影響を及ぼすような政策の決定、ボランティア活動等へ参加し、若い世代と自己の経験や知識を分かちあうべきである 等

ケア

家族及び共同体の介護と保護を享受できるべきである。いかなる状態であろうとも、自己の尊厳、信念、要求、プライバシー等に対する基本的人権や自由を享受できるべきである 等

自己実現

自己の可能性を発展させる機会を追求できるべきである 等

尊厳

尊厳及び保障を持って、肉体的・精神的虐待のない生活を送ることができるべきである 等

質問コーナー

Q₁

高齢者の身体拘束とはどういうことでしょうか？

A₁

車いすやベッドに手や足をしばるなど、被介護者の行動を制限する行為を「身体拘束」といいます。徘徊や転倒、転落などに伴う事故への不安や人手が足りないなどの理由で行われてきました。身体拘束は、「本人の意思に反して行動を制限する」という、人権の観点から問題があるだけでなく、身体機能の低下など高齢者の生活の質を根本から損なう危険性を有しているため、平成12（2000）年4月から施行された介護保険制度では、介護保険施設等において、原則として禁止されました。

身体拘束のない介護を推進するためには、各施設等において主体的な工夫や努力が行われ、介護全体の質の向上や生活環境の改善を図ることが必要です。

Q₂

高齢社会において、学校教育や社会教育で求められていることについて教えてください。

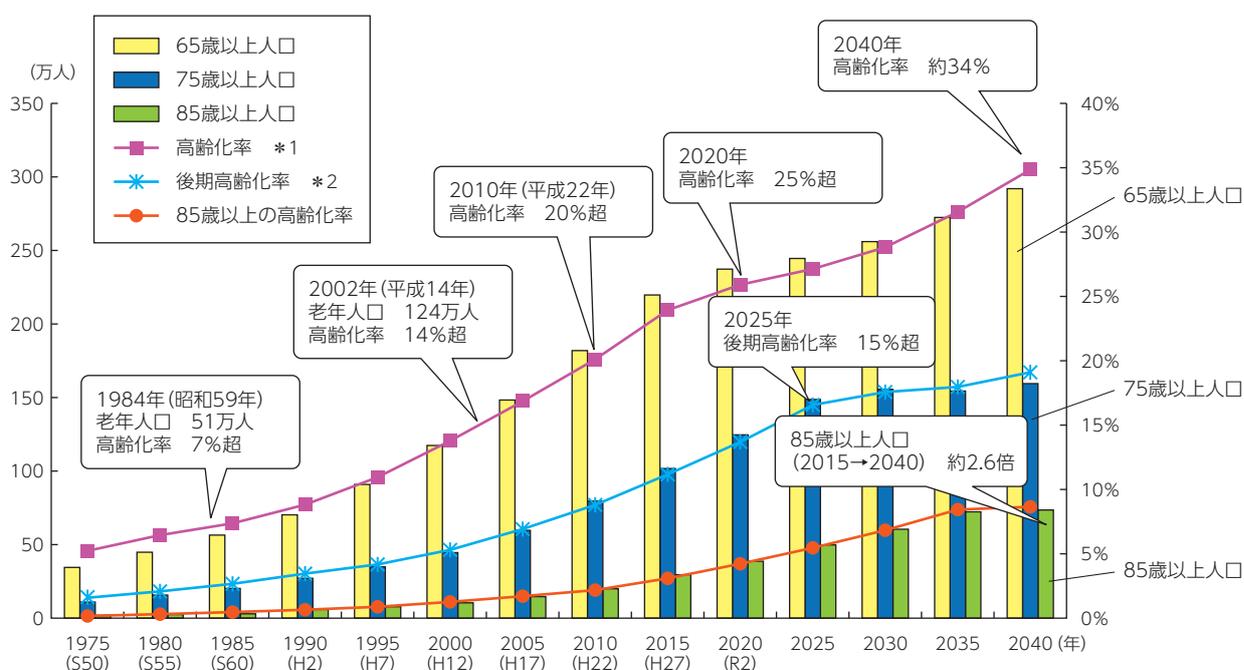
A₂

学校教育では、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間など、学校教育活動全体を通して、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育むとともに、高齢者との交流を図るボランティア活動等、多様な体験活動の実施が求められています。

実際に、高齢者への理解を図るために、高齢者体験用具を装着して高齢者の大変さや気持ちを知る体験活動等を行っている学校もあります。

社会教育では、公民館等の社会教育施設において、高齢者を対象とした学習機会の提供により、高齢者自身の自己実現を図るとともに、高齢者が講師として豊かな知識、技能、体験等をもとに地域の人々へ指導、援助していく活動も考えられます。

神奈川県の高齢化の推移と将来推計



2015年までは、国勢調査による。
2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。

(*1) 高齢化率：全人口に占める65歳以上人口の割合
(*2) 後期高齢化率：全人口に占める75歳以上人口の割合

〔かながわ高齢者保健福祉計画〕（令和3（2021）年3月）より

5 疾病等にかかる人権課題

病気についての知識の不足や誤解からエイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・元患者、難病患者などに偏見を持つ人がいます。
 そうした偏見をなくすため、病気についての正しい知識の普及や患者等の立場に立って考えることが大切です。

正しい知識を身に付ける

現在では、ハンセン病は感染力・発病力が非常に弱く、早期発見と適切な治療により確実に治ることが分かっています。しかし、戦前から行われていた隔離政策などによって、ハンセン病は「怖い病気」という間違った考えが広まり、こうした偏見のもとでハンセン病患者・元患者に対する隔離政策は、平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで行われました。患者の人権は奪われ、患者や家族に対する厳しい偏見と差別が続いてきたのです。

また、HIV感染症は、かつてのように「死に至る病」ではなくなりました。治療の進歩でHIV陽性者の生活は大きく変わり、感染予防についても様々な選択肢が用意されるようになりました。しかし、現状はそうした変化が正確な情報として十分に伝わっておらず、かつての「死に至る病」だった時代の認識に留まっている場合が少なくありません。そのことが、HIV感染を心配する人たちを検査や治療から遠ざけ、また、差別や偏見を招く一因となっていると言われています。

ハンセン病患者・元患者、エイズ患者・HIV感染者、難病患者などに対する偏見や差別意識を解消するには、県民一人ひとりが病気についての正しい知識を持つことが必要です。

○ハンセン病について

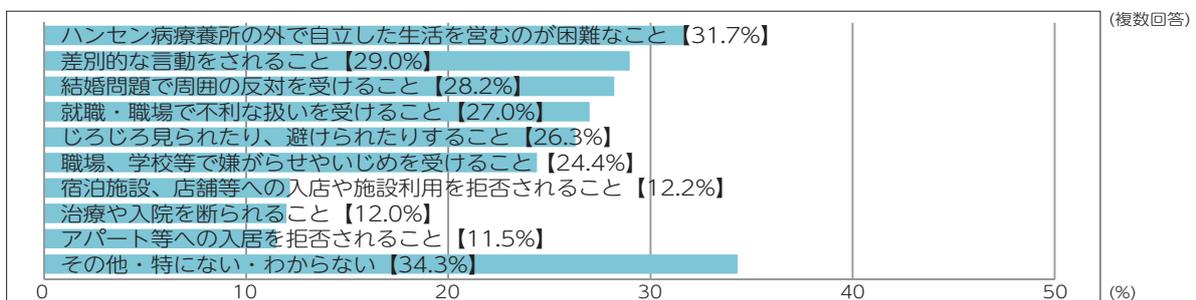
ハンセン病は、らい菌という感染力のきわめて弱い病原菌による感染症です。たとえ感染しても発病することはまれです。発病した場合でも、有効な治療薬により治癒します。昭和18（1943）年にプロミンという薬が米国で開発され、その後様々な薬が開発されています。早期に発見し適切な治療をすれば、身体に後遺症を残すことなく治るようになっていきます。

○HIV/エイズについて

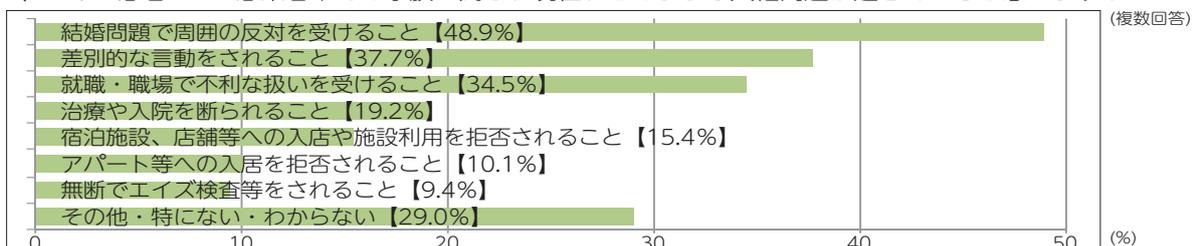
「HIV」は免疫不全（免疫がうまく働かなくなること）を引き起こすウイルスの名称であり、HIV感染症の進行により免疫不全に陥った状態を「エイズ」といいます。治療が進歩した結果、感染早期に治療を開始・継続することで、エイズの発症を防ぐことができ、HIVに感染していない人と同等の生活を送ることが期待できるようになりました。また、治療を継続して体内のウイルス量が減少すれば、HIVに感染している人から他の人への感染リスクが大きく低下することも確認されています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29（2017）年10月調査）から

Q. ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



Q. エイズ患者・HIV感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



患者本位の医療の推進

厚生労働省は平成15（2003）年9月に「診療情報の提供等に関する指針」を策定しました。この指針は患者がカルテ、手術記録、エックス線写真などの診療記録の開示を求めた場合に、医療従事者は原則として応じなければならないとしています^(注)。医療従事者が診療情報を積極的に提供することにより、患者が診療内容などを十分に理解し、医療従事者と患者が共同して病気を克服するなど、医療従事者と患者のより良い信頼関係を築くことが求められています。

(注) 第三者の利益を害するおそれがあるとき、患者の心身の状況を著しく損なうおそれがあるときを除く。

質問コーナー

Q1

平成8（1996）年の「らい予防法の廃止に関する法律」によって、ハンセン病の問題は解決したのでしょうか？

A1

全国14か所のハンセン病療養所入所者（令和4（2022）年5月現在、927名）の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などによって家族や親族との関係を絶たれていることや、高齢化や後遺症、未だに偏見や差別意識が残っていることなどのために社会復帰が困難な状況におかれています。

このような中で、平成13（2001）年5月に熊本地方裁判所でハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が出されましたが、国は控訴をしませんでした。これをきっかけに国は患者・元患者の方々に謝罪し、損失補償や名誉回復、社会復帰支援策と、ハンセン病の患者・元患者に対する偏見や差別意識の解消の取組みを進めています。

また、平成21（2009）年4月には、入所者の良好な生活環境の確保のための措置として、国立療養所の地域開放などを盛り込んだ「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

Q2

HIVはどのような場合に感染するか、教えてください。

A2

HIVの感染力は弱く、日常的接触（握手、咳やくしゃみ、風呂やプール、食器等の共同使用等）では通常感染しません。HIVは主に3つの経路で感染します。

① 性的接触による感染 ② 血液を介する感染 ③ 母子感染

HIVは主に血液・精液・膣分泌液に多く含まれます。性行為におけるコンドームの正しい使用はHIV感染予防にとって有効な手段です。また、血液を介する感染では、覚醒剤などの薬物の回し打ちによる注射器具の共用などによって感染します。

COLUMN

かながわレッドリボン運動

みなさんはレッドリボンの意味を知っていますか。

“レッドリボン（赤いリボン）”は、もともとヨーロッパに古くから伝承される風習のひとつで、病気や事故で人生を全うできなかった人々への追悼の気持ちを表すものでした。

この“レッドリボン”がエイズのために使われ始めたのは、アメリカでエイズが社会的な問題となってきた1980年代の終わりごろでした。このころ、演劇や音楽などで活動するニューヨークのアーティストたちにもエイズが広がり、エイズに倒れて死亡するアーティストたちが増えていきました。そうした仲間たちに対する追悼の気持ちとエイズに苦しむ人々への理解と支援の意思を示すため、“赤いリボン”をシンボルにした運動が始まりました。

この運動は、その考えに共感した人々によって国境を越えた世界的な運動として発展し、UNAIDS（国連共同エイズ計画）のシンボルマークにも採用されています。“レッドリボン”は、あなたがエイズに関して偏見をもっていない、エイズとともに生きる人々を差別しないというメッセージです。

神奈川県でも、HIV/エイズの感染拡大防止とHIV感染者、エイズ患者に対する偏見や差別のない社会をつくるため、県民の方に広くHIV/エイズの正しい知識を普及することを目的に、かながわレッドリボン運動を行っています。また、年2回、かながわレッドリボン月間を設定し、この期間にHIV/エイズに関する活動を集中させて、効率的な普及啓発を行っています。

6 同和問題(部落差別)

同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、わが国固有の人権課題です。同和問題(部落差別)を正しく理解し、人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。

同和問題(部落差別)とは

わが国における身分による差別は、室町時代に一部の職業の人々が差別されていたことにはじまると考えられています。江戸幕府は、武士や百姓・町人とは別な身分を制度化し、それ以前よりも強固な身分制度を確立しました。この制度の下で厳しい差別を受けていた人々は、農業を営んで年貢を納めたり、優れた技術で皮革加工や草履・雪駄づくり、医療・医薬品製造に携わったりするなどしたほか、城や寺社の清掃、幕府や藩の役人のもとで町や村の警備を行うなどして社会を支えていましたが、住居や職業、結婚などを制限されていました。

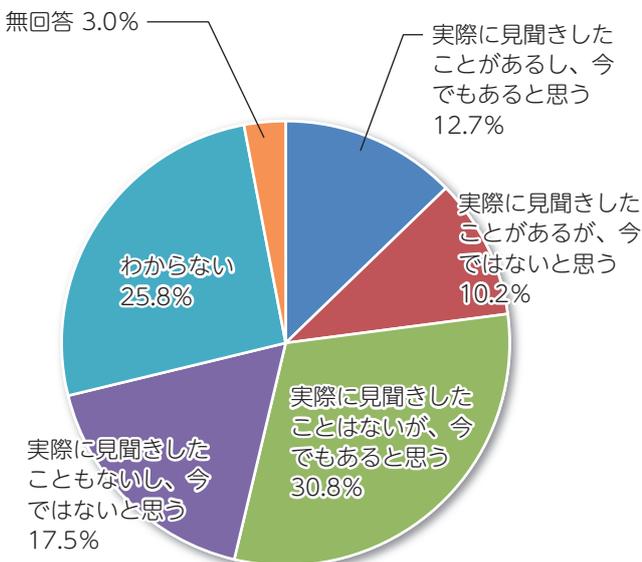
明治4(1871)年に、解放令(太政官布告)が出て江戸時代の身分制度は廃止されましたが、実質的な施策が伴わなかったため、社会的、経済的差別はむしろ強められていきました。その後、大正11(1922)年に、そうした差別を受けていた人々が全国水平社を創設し、自主的解放運動が広がっていきましたが、昭和22(1947)年に、基本的人権の尊重を規定した日本国憲法が施行された後も、部落差別にかかわる事件は後を絶ちませんでした。この問題を解決するため、国や地方自治体は、様々な取り組みを行ってきました。

昭和40(1965)年、同和对策審議会は、「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である。」と答申しました。この答申等に基づき、昭和44(1969)年から33年間にわたり実施された同和对策事業により、対象地域(同和地区)の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は大きな成果を上げ、一般地区との格差は改善されました。

しかしながら、現在でも、かつての同和地区の出身であることを理由に結婚に反対されたり、インターネット上で差別を助長・誘発するおそれのある書き込みがなされるといった事案が発生しています。

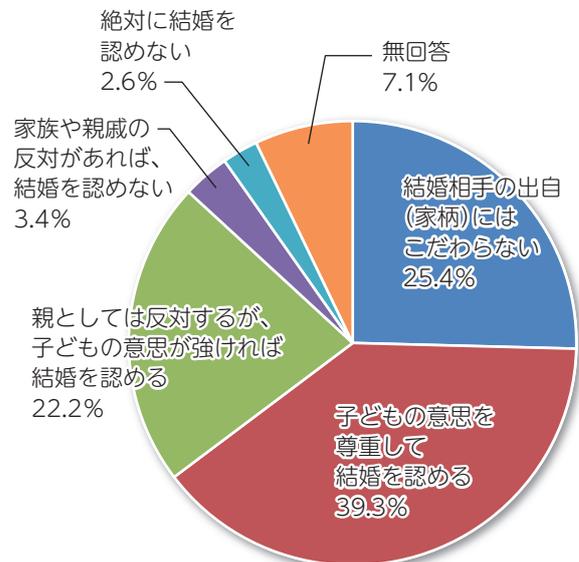
Q. 同和地区出身者に対する差別についてどう思いますか。

A.



Q. 子どもの結婚相手が同和地区出身者だとわかったら、あなたはどうしますか。

A.



(平成30(2018)年度神奈川県実施「県民ニーズ調査」より)

同和問題(部落差別)の解消に向けた取組み

こうした状況を背景として、平成28(2016)年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、部落差別のない社会の実現に向けた国及び地方公共団体の責務として、相談体制の充実、教育及び啓発の実施などが規定されています。

かつての同和地区の出身者等への偏見や差別意識(部落差別)が残っている理由として、事実を正しく伝えてこなかったり、「できることなら関わりたくない、無関係(第三者)でいたい。」あるいは「そのうち自然になくなるから…」など、同和問題と向き合うことなく、避けてきたことがあげられます。その結果、偏見や差別が繰り返されてきたのです。

私たちは、同和問題を正しく理解するとともに、一人ひとりが差別を許さない心をしっかりと育み、人権感覚豊かな生き方をすることが大切です。

質問コーナー

Q₁

就職(採用選考)の際、本籍を聞くことはどうしていけないのでしょうか？

A₁

人を雇う際、本籍地を調べることは、かつての同和地区の出身者に対する就職差別につながるおそれがあります。また、本籍地を調べる行為が当事者を、大きな不安におとし入れている事実を厳しく考える必要があります。

採用選考は、本人の適性と能力によって行われなければなりません。出生地を始め、家族状況、本来自由であるべき思想、信条等を選考の基準とすることは大きな誤りです。

学校においても、児童・生徒に対して本籍地等の把握する必要のないことを聞いたり、収集することは適切ではありません。

Q₂

「えせ同和行為」について教えてください。

A₂

「えせ同和行為」とは、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい。」という人々の誤った意識に乗じて、企業や官公署等に「ゆすり」「たかり」といった形で不当な利益や義務のないことを求める行為であり、同和問題に関する誤った意識を植え付ける大きな原因となっています。

「えせ同和行為」は、行為自体が問題であり、行為者がどの団体に属しているかということとは問題ではありません。不当な要求には毅然とした態度で断固拒否する、組織全体で対応する、警察・法務局・弁護士会等に相談するといった対応が大切です。

7 外国籍県民等の人権

言語、宗教、習慣等への理解不足から外国籍県民等への偏見や差別意識により、様々な人権課題が生じています。

一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、認めあい、多文化共生社会の実現をめざしましょう。

ともに生きる地域社会の実現

(1) 神奈川県における外国人数

令和4（2022）年1月1日現在の神奈川県の住民基本台帳上の外国人数は222,018人で、国・地域数は172か国となっています。平成12（2000）年12月末の外国人登録者数が123,179人であったことに鑑みると、外国人数が大幅に増加していることがわかります。

国籍別では、中国の方が最も多く、続いて、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジルの順となっています。

外国籍県民等が増加し、定住化も進む中、私たち一人ひとりが、多様な文化や民族の違いを理解し、認め合うことのできる地域社会づくりをすることが必要です。

(2) 本名を名乗れる環境づくり

韓国・朝鮮人に対する差別や偏見が払拭されていないことなどから、多くの在日韓国・朝鮮人が、学校や社会で本名を名乗らずに暮らしています。

令和3（2021）年の調査では、神奈川県の県立高校に通う韓国・朝鮮国籍の生徒の35.7%が、また、外国籍生徒全体では39.9%が、本名を名乗らずに学校生活を送っています。

本名を名乗るということは、人間の尊厳や自己実現にかかわるものであり、人が個人として生きるための基礎となる大切なことです。外国籍の人たちが本名を名乗り、民族の自覚と誇りを持って、自分らしく、安心して暮らすことができるよう、差別や偏見のない環境づくりにあらゆる場で取り組むことが大切です。それは、人権が真に尊重される地域社会の実現につながります。

(3) ヘイトスピーチをはじめとした偏見や差別意識の払拭

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を高めており、平成28（2016）年6月3日には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

しかし、ヘイトスピーチを伴う街頭宣伝活動やインターネット上の書き込みは未だに後を絶つことなく、当事者の方々は多大な苦痛を強いられています。ヘイトスピーチは決して許されるものではありません。民族や国籍等の違いを越え、互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。

ほかにも外国籍であることが理由で希望の会社に入れなかったり、住まいを探すときに断られたりするなどの差別の実態があります。ともに生きる地域社会を実現するために、外国籍の人たちに対する偏見や差別意識を払拭していく必要があります。

外国籍県民とともに生きる地域社会づくりをめざして

外国籍県民が地域で生き生きと暮らしていくために、地域社会への参画を促進していく必要があります。

神奈川県では平成10（1998）年11月に「外国籍県民かながわ会議」を設置し、外国籍県民の意見を県政に反映させ、ともに生きる地域社会づくりを進めてきました。例えば外国人すまいサポート店登録制度や医療通訳派遣システムは、この外国籍県民かながわ会議の提言を受けて設けられたものです。

また、「あーすフェスタかながわ」などの多文化共生をテーマにしたイベント等、様々な文化的背景を持つ県民が互いに理解しあえる機会を通じ、多文化理解の推進に努めています。

質問コーナー

Q1

近所に住む外国籍住民との間で、ゴミ出しや深夜の騒音などでトラブルがあります。よい解決策はないでしょうか？

A1

ゴミ出しや深夜の騒音などのトラブルの解決には、互いの生活習慣などについての理解を深めることや、コミュニケーションを図ることが必要です。

回覧板を直接渡したり、協力して地域清掃や行事を実施したりすることなどをきっかけに、徐々にコミュニケーションが可能になり、互いの生活マナーや生活習慣についての理解が深まって、ゴミ出しや深夜の騒音をめぐるトラブルも解決に向かったという例もあります。

互いの文化・習慣の違いを認め合い、理解し合うことも、声をかけ合って、会話をするところから始まるのではないのでしょうか。

Q2

外国籍児童・生徒等が増えている状況のなかで、学校における教育的配慮はどのように行われているのでしょうか？

A2

県教育委員会では、公立小・中学校については、日本語指導を必要とする外国籍の児童・生徒が多く在籍する学校に教員を増員して国際教室を設け、日本語指導・教科指導・適応指導等の充実を図っています。また、市町村の外国籍等児童・生徒教育相談員派遣事業に対する補助などを行っています。

県立高等学校及び県立中等教育学校については、日本語を母語としない外国籍生徒等が在籍する学校へ、生徒指導上保護者等との意思の疎通を図るために通訳を必要とする場合などに、通訳の派遣に係る費用を措置する「通訳支援事業」や、入学者選抜における在県外国人等特別募集の実施等を行っています。

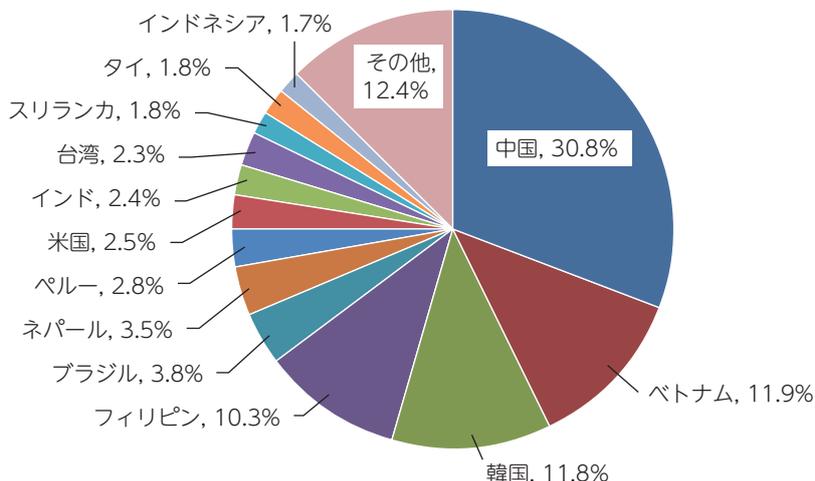
神奈川県外国人数（住民基本台帳上の外国人数）^(注)の推移

（平成23（2011）年度まで各年12月末現在、以降1月1日現在）



（注）2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数、2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数（年度）

令和3（2021）年度
神奈川県における主要国籍
（出身地別）外国人数の割合



神奈川県国際課調べ（令和4（2022）年1月1日現在）

8 貧困等にかかる人権課題

雇用や就業をめぐる環境の変化に伴って、不安定な雇用や低収入により困窮し、働いていても健康で文化的な生活を営むことができない人々が急増する等の貧困問題が大きな社会問題となっています。

貧困問題の解決のためには、誰もが安心して暮らすことができるセーフティネットを構築するための支援制度の拡充等が重要です。また、私たち一人ひとりがこの問題に関心を持ち、社会全体の問題として考えることが大切です。

貧困等にかかる人権課題の現状

混迷する社会経済情勢を背景に、職に就けない方や、非正規雇用労働者をはじめ、不安定な就労状態にある方が増加しています。

貧困に悩む方の中には、ネットカフェ等の終夜営業の店舗等で寝泊まりするなど住居喪失状態に陥ったり、適切な支援につながらず、健康で文化的な最低限度の生活さえできない状態に追い込まれてしまう方もいます。また、世帯の貧困が子どもの教育に影響し、貧困が次世代に渡って連鎖するといった問題、高齢者の貧困問題、さらに、男性より女性のほうが貧困に陥りやすい環境にあること、母子家庭の多くが低所得層にあることなども指摘されています。

加えて、駅周辺・公園・河川敷等に起居する、ホームレスとなることを余儀なくされた方への偏見から、地域社会から排除されるという人権課題も発生しています。

令和4（2022）年1月にホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）が実施され、全国で3,448人のホームレスが確認されました。神奈川県内では、536人が野宿生活を送っていると確認されています（前年の令和3（2021）年1月の調査では687人）。

【全国】貧困率の年次推移

	2006年 (平成18年)	2009年 (平成21年)	2012年 (平成24年)	2015年 (平成27年)	2018年 (平成30年)
相対的貧困率 ^(※2)	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%
子どもがいる現役世帯	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%
大人が1人	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%
大人が2人以上	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%
貧困線 ^(※1)	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円

(※1) 等価可処分所得の中央値の半分 (※2) 貧困線に満たない世帯員の割合
厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」より

人権尊重の社会づくりに向けた環境整備にかかる県の取組み

神奈川県では、子ども食堂などの子どもの居場所づくり活動を支援するため、ホームページの充実強化や、NPO団体との協働によるオンラインセミナー等を開催し、子どもの貧困についての理解を深め、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運の醸成を図っています。

さらに、定期的かながわ子ども支援協議会や子どもの貧困対策県市町村連絡会議を開催し、学識者や関係団体、NPO、教員、市町村等と連携し、子どもの貧困対策に関する情報共有を行っています。

当事者支援の推進にかかる県の取組み

ひとり親世帯に対しては、パソコン基礎講座の開催や自立支援プログラムの策定などの就業支援、母子父子寡婦福祉資金の貸付、母子・父子自立支援員やSNSを活用した相談など、自立に向けた支援を推進しています。

また、ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力、ホームレス一人ひとりの実情やニーズに応じた自立の支援などを重視すべき視点とした「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（ホームレス自立実施計画）」に基づき、広域的な観点から、市町村が各種の施策を円滑に進められるよう、市町村間の調整や情報提供を行うとともに、必要に応じた自立支援策を計画的に推進し、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消、人権意識の高揚を図っています。

質問コーナー

Q1

神奈川県内のホームレスの現状を詳しく知りたいのですが。

A1

県内の状況を市町別に見ると、横浜市で285人、川崎市で161人となっており、両市で県内の83.2%を占めます。起居場所別では、都市公園の割合が最も多い状況です。全国の比較では、神奈川県は大阪府（966人）、東京都（770人）に次いで3番目に多い数です。

〔ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）〕（令和4（2022）年1月実施）より

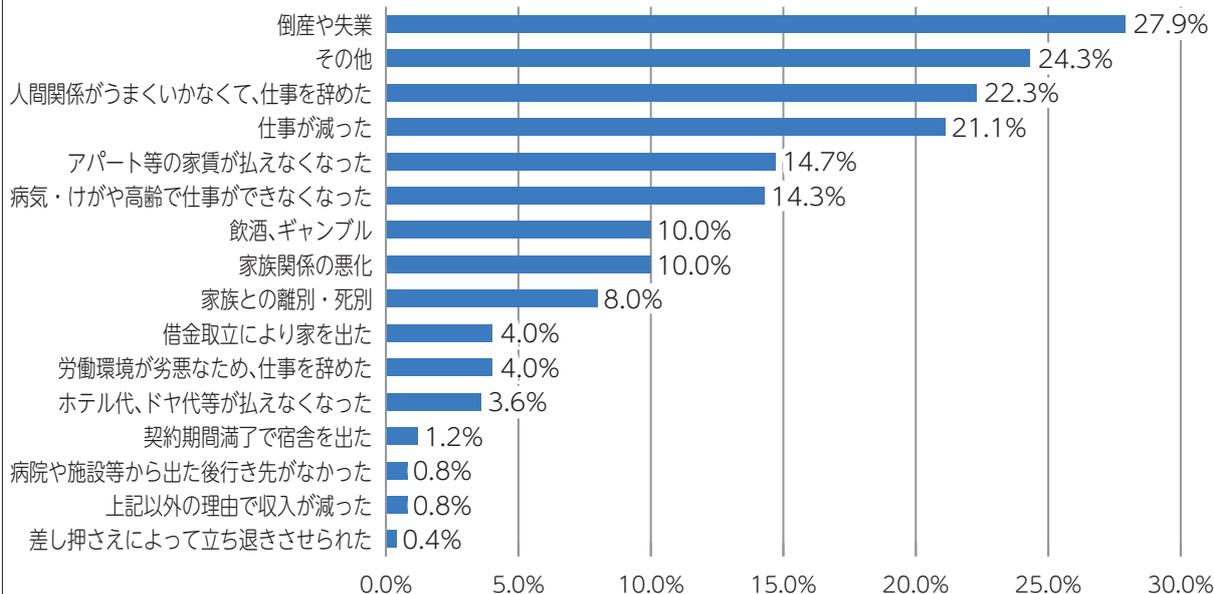
Q2

ホームレスについて、どのように理解したらよいのでしょうか？

A2

ホームレスを「だらしない」とか「働こうと努力しない」などといった偏見・先入観で見るのではなく、なぜそうした生活をするようになったのか、誰にでも起こりうることではないかなど、相手の立場に立って考えてみるのが大切です。学校教育において、また、家庭・地域の人権教育の中に位置づけることや、家庭・地域の人たち、行政などが協力してホームレスに対する理解を深め、偏見や差別意識を解消するとともに、命を大切にする心、相手を思いやる心などについて深く考えていく必要があります。

路上生活に至った理由（複数回答）



〔ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）〕（令和3（2021）年11月実施）より神奈川県分を抽出

9 犯罪被害者等の人権

犯罪にあわれた被害者やその家族は、それまでの平穏な生活を破壊され、生命、身体、財産に対する直接的な被害のほか、二次被害に苦しめられる例も少なくありません。

犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族）が元の生活を取り戻すため、被害者のニーズに沿った適切な支援を行うとともに、犯罪被害者等への理解を深めることが大切です。

犯罪被害者等基本法と神奈川県犯罪被害者等支援条例

「犯罪被害者等基本法」は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として平成17（2005）年4月に施行されました。基本法では、基本理念として、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが定められ、国・地方公共団体等の責務や基本的施策についても規定されています。

「神奈川県犯罪被害者等支援条例」は、犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もっと安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを目的として平成21（2009）年4月に施行されました。条例では、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援の提供など3つの基本理念、県、県民、事業者、及び民間支援団体の責務、犯罪被害者等支援施策の基本事項等について定められています。

かながわ犯罪被害者サポートステーション

かながわ犯罪被害者サポートステーションは、「神奈川県犯罪被害者等支援条例」に基づき、平成21（2009）年に開設された施設です。

犯罪等の被害にあわれた方やその家族の方々からの様々な相談に応じるとともに、被害者の方々のニーズや支援の必要性を把握し、必要とする情報や支援を提供するため、県と神奈川県警察、NPO法人神奈川被害者支援センターが一体となって、市町村や関係機関等と連携しながら運営しています。

→人権に関する主な相談窓口 P.33

■主な支援内容

【法律相談】殺人、傷害、性犯罪等の被害にあわれた方やその家族を対象に、弁護士による法律相談を実施します。

【カウンセリング】精神的被害の回復のため、カウンセリングを実施します。

【検察庁・裁判所等への付き添い】検察庁、裁判所等へ支援員等が付き添います。

【生活資金の貸付】犯罪被害により生じる、医療費などの不測の経費等について貸付を行います。

【一時的な住居の提供等】自宅で被害にあった方等のために、一時的な住居の提供等を行います。

かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

神奈川県では、警察に被害を届け出ることをちゅうちょすることの多い性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やその家族などから、24時間365日電話相談をお受けし、医療機関の受診などの必要な支援を行う「かならいん」を運営しています。

→人権に関する主な相談窓口 P.33

質問コーナー

Q

犯罪被害者等の二次被害とはどのようなことですか？

A

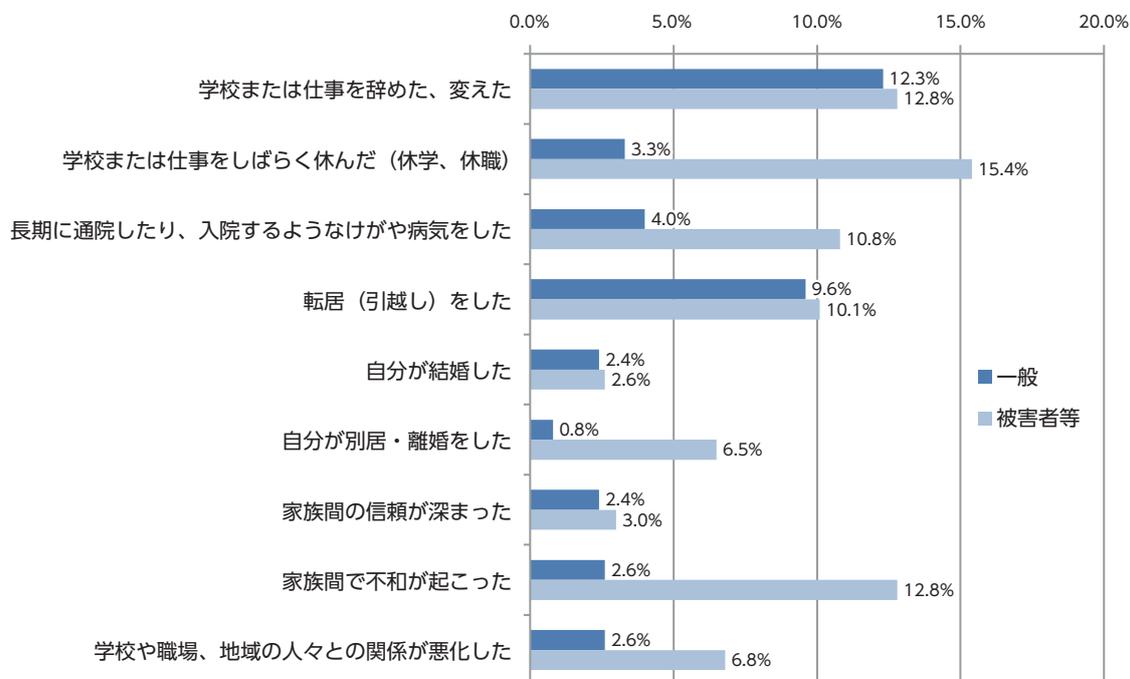
犯罪の被害者は、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけではなく、

- 事件にあったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感など、被害後生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は総じて「二次被害」といわれています。

被害者やその家族等に接するときは、いつもどおり自然に接し、無責任なうわさ話はもちろん、安易な約束や励ましはしないなど、被害者の気持ちをそのまま受け止めることが大切です。

被害後の生活上の変化

被害にあった方とそうでない方を比較すると、被害者は、「学校または仕事をしばらく休んだ」、「家族間で不和が起こった」、「長期に通院したり入院したりするようなけがや病気をした」、「自分が別居・離婚した」などの生活上多くの変化が生まれることがわかります。



警察庁「平成29年度犯罪被害類型別調査 調査結果報告書 (平成30 (2018) 年3月)」より

10

北朝鮮当局によって 拉致された被害者等

北朝鮮による日本人拉致問題は、重大な人権侵害であり、決して許すことのできない犯罪です。

拉致問題について関心を持ち、理解を深めるとともに、この問題を風化させないことが大切です。

北朝鮮による日本人拉致問題

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明になりましたが、これらの事件の多くには、北朝鮮による拉致の疑いが持たれています。日本政府は、これまでに17名を北朝鮮による拉致被害者として認定していますが、さらにこのほかにも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人たちがいます。

平成14（2002）年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮が日本人拉致を初めて認め、同年10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、そのほかの被害者については、いまだ北朝鮮から安否に関する納得のいく説明はありません。残された被害者たちは、今なお全ての自由を奪われ、およそ40年以上もの間北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っています。

北朝鮮による日本人拉致は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、北朝鮮に残されている全ての拉致被害者の安全を確保し、速やかに日本に連れ戻さなくてはなりません。

拉致問題に対する神奈川県の実践

神奈川県は「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、地域とともに暮らす在日朝鮮人の方々の人権にも配慮しながら、拉致問題の風化防止と県民の理解促進に取り組んでいます。

具体的には、拉致被害者 横田めぐみさんを題材にしたドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」等の上映会や、特定失踪者^(注)を含めた拉致問題に関する展示などを、国や市町村、支援団体等と連携し、県内各地で開催しています。そのほか、拉致問題に対する正しい理解、関心を深めるための教育を、児童・生徒の発達の段階に応じて推進しています。

(注)特定失踪者とは、民間団体である「特定失踪者問題調査会」が、「北朝鮮当局による拉致かもしれない」という失踪者のご家族の届出等を受けて、独自に調査の対象としている失踪者のことで、全国に約470名いらっしゃいます。

質問コーナー

Q

北朝鮮に拉致された被害者は何人くらいいるのでしょうか？

A

日本政府は、これまでに拉致被害者として、17名を認定しています。
詳しくは政府拉致問題対策本部のホームページをご覧ください。
(<https://www.rachi.go.jp/index.html>)



() 内は当時の年齢



久米裕さん(52)
1977年9月拉致



松本京子さん(29)
1977年10月拉致



横田めぐみさん(13)
1977年11月拉致



田中美さん(28)
1978年6月頃拉致



田口八重子さん(22)
1978年6月頃拉致



市川修一さん(23)
1978年8月拉致



増元み子さん(24)
1978年8月拉致



曾我ミヨシさん(46)
1978年8月拉致



石岡亨さん(22)
1980年5月頃拉致



松木薫さん(26)
1980年5月頃拉致



原敎晃さん(43)
1980年6月中旬拉致



有本恵子さん(23)
1983年7月頃拉致

<帰国した被害者>



地村保志さん(23)
1978年7月拉致



地村富貴恵さん(23)
(旧姓濱本)
1978年7月拉致



蓮池薫さん(20)
1978年7月拉致



蓮池祐木子さん(22)
(旧姓奥土)
1978年7月拉致



曾我ひとみさん(19)
1978年8月拉致

なお、このほかにも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として、全国の都道府県警察が捜査・調査している人は871名、そのうち神奈川県は43名であることがわかっています。(令和5(2023)年1月23日現在)

また、民間団体の「特定失踪者問題調査会」が、「北朝鮮による拉致かもしれない」というご家族の届出等を受けて、独自に調査の対象としている失踪者が、全国で約470名、そのうち、情報を公開してもよいという方が約270名、また、この失踪者の中で、調査会が「拉致の可能性が高い」と判断している方が77名いらっしゃいます。(令和5(2023)年1月23日現在)



神奈川県関連特定失踪者のチラシ

11 性的マイノリティの人権

性的マイノリティ（性的少数者）とは、性的指向が同性（あるいは両性）に向いている、またはいずれの性別にも性的指向が向かない、からだの性とこころの性が異なるなど、様々な性のあり方において少数の立場（マイノリティ）とされる方々のことを言います。

様々な性のあり方について理解を深めることで、職場や学校をはじめ、あらゆる場面において性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現をめざしましょう。

性的マイノリティ（少数者）

私たちのなかには、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない人、性的指向（人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念）が同性や両性（男女両方）に向いている人などがいます。社会的には少数派となるそのような人たちのことを「性的マイノリティ」といいます。

性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉のひとつとして「LGBT」があります。



LGBTの尊厳と社会運動を象徴するレインボーフラッグ

L esbian (レズビアン) :	女性の同性愛者
G ay (ゲイ) :	男性の同性愛者
B isexual (バイセクシュアル) :	両性愛者
T ransgender (トランスジェンダー) :	出生時に割り当てられた性別（からだの性）と性自認（こころの性）が異なる人 （医学上の診断名「性同一性障害」より広い概念）

このほかにも、性別にかかわらず他者に対して性愛の感情を抱かない方（アセクシュアル）、性自認を男性・女性のいずれかにあてはめない方（エックスジェンダー）や自分自身のセクシュアリティを決められない、または決めていない方（クエスチョニング）などを含め、「LGBTQ+」といった表現が用いられることもあります。

性的マイノリティの当事者は、周囲の人の無理解や偏見から、様々な困難を抱えることがあります。

学校生活では、トイレや更衣室、男女別の制服などで困ったり、思春期に自分の恋愛対象が周りとは違うことで悩んだりする児童・生徒がいます。また、からかひやいじめの対象となることもあり、被害を受けて苦しんでいる児童・生徒がいます。大人になっても職場を追われたり、昇進を妨げられたりするなどの差別を受けて苦しむ場合があります。また、令和2（2020）年に施行された改正労働施策総合推進法では、性的指向や性自認に関して、本人の了承を得ずに勝手に第三者に暴露すること（アウトティング）がパワーハラスメントにあたることが示されています。

自殺総合対策大綱でも性的マイノリティの自殺念慮の割合等が高いことが指摘されています。

性の多様性を尊重する社会の実現のためには、私たちはこうした様々な「ちがひ」を「個性」と考え、互いに認め合うことが必要ではないでしょうか。

なお、平成16（2004）年7月に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性同一性障がいの方が一定の条件を満たせば、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別を変更することが可能になっています。（平成20（2008）年6月の改正法により、必要条件の一部を緩和。）

質問コーナー

Q

パートナーシップ宣誓制度とは？

A

「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを宣誓し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を自治体に提出し、自治体が受領カード等を交付する制度です。

婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、性的マイノリティカップルのみでなく事実婚カップルの宣誓も可能な自治体もあります。

【神奈川県内の状況】

県内では、現在、33市町村中28市町村（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、愛川町、清川村（令和5（2023）年1月現在））でパートナーシップ宣誓制度が導入されており、県内人口カバー率は96.7%となっています。

パートナーの関係にあることが証明された方々は、その証明書が効力を有する自治体に県営住宅がある場合に限り、入居申込みが可能です（パートナーとして同居することが前提です。）。

COLUMN

セクシュアリティ（性）の多様性について

セクシュアリティ（性）は多種多様な要素のグラデーションであるといわれていますが、おもな構成要素として、次の4つが挙げられます。

生物学的な性＝「からだの性」

性染色体、内・外性器の形状など、客観的な事実を基に識別した性別^(注)

性的指向

恋愛感情や性的欲求が主にどの性別に向いているかということ

性自認＝「こころの性」（性同一性、性のアイデンティティ）

「自分は女／男である」、「自分はそのどちらにもあてはまらない」など、自分が自分の性をどのように認識しているかということ

表現する性

言葉遣いやしぐさ、服装など、個人が表現する性のこと

多様な性の在り方を表す言葉として、「LGBT」や「LGBTQ+」という表現がありますが、ほかに、「性的指向 (Sexual Orientation)」と「性自認 (Gender Identity)」の頭文字をとった「SOGI」（ソジまたはソギ）という言葉も、性的マイノリティの方に限らず、すべての人の性の多様性を示す表現としてよく用いられています。

多彩なセクシュアリティの存在を知り、性のあり方が一人ひとり異なるものであると意識することは、誰もが自分らしく生きられる社会づくりのために、とても重要です。

(注) いわゆる「性分化疾患」(DSDs) は、性に関する体の発達等が典型的なものとは異なる女性・男性の体の状態を指す言葉であり、性的指向や性自認の問題とは異なるものです。

12 インターネットと人権

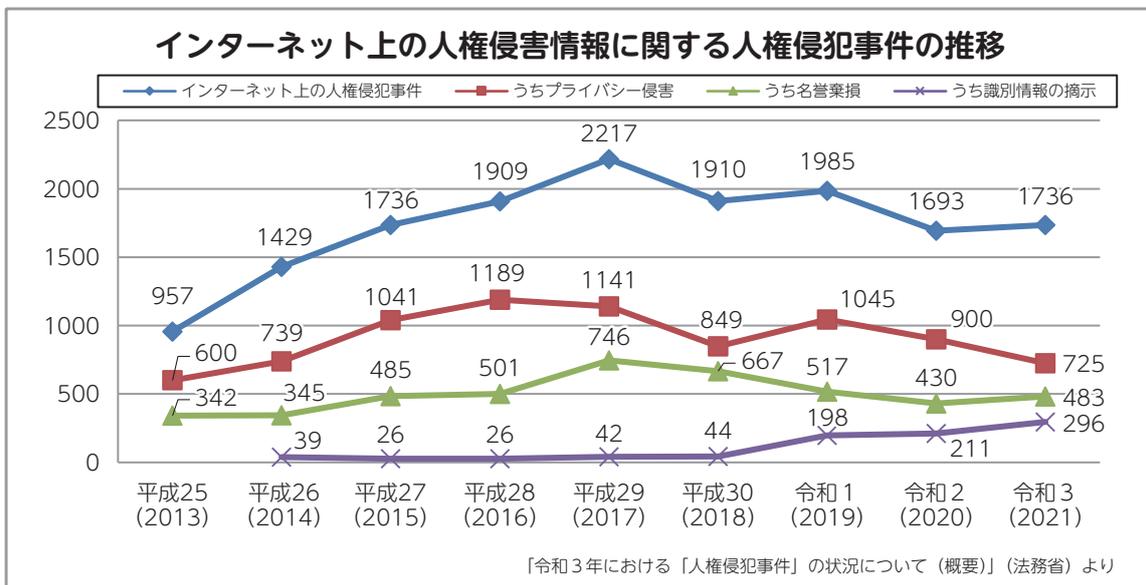
インターネットによる人権侵害は、誰もが当事者になり得るものです。インターネットは非常に便利な道具である一方、使い方次第で、加害者にも被害者にもなる可能性があります。

SNS等での交流においては、画面の向こうにいるのが「人」だということを忘れず、直接顔を合わせて話をするときと同じように接することを常に心がけてください。

インターネットにおける人権課題

インターネットはいつでも簡単に知りたいことを調べられたり、誰でも不特定多数に向けて情報発信できたりする非常に便利な道具です。しかしながら、匿名で簡単に情報発信ができるという利便性が悪用され、ホームページや電子掲示板に他人を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害する情報が掲載されたり、差別を助長する書き込みが行われるなどの事例も後を絶ちません。

インターネット上であっても通常の表現活動と同様、他人の人権を侵害する表現は許されるものではありません。情報の発信には責任が伴うことを自覚する必要があります。



●主なインターネット上のトラブル

誹謗中傷	匿名のまま、不特定多数に向けて特定個人の誹謗中傷を書き込むなどの問題が発生しています。
無料通信アプリやSNSなどを使用したいじめ	情報があつという間に広がる、発覚しにくいなどの特徴を持つネットいじめが深刻化しています。
児童ポルノ・リベンジポルノ	元交際相手の性的な画像などを相手の同意を得ることなくSNS等に公表する行為が発生しています。
個人情報の無断掲載	他人の名前や住所、写真を無断でインターネットに公開することはプライバシーの侵害に当たります。
デマ、フェイクニュース、差別的言動の拡散	偽の情報や差別的言動を安易にSNSでシェアしてしまうと、人権侵害につながる恐れがあります。
著作権侵害	他人が作った著作物を無断でインターネットに掲載することは著作権の侵害であり、刑罰の対象になります。
性犯罪	SNS等を経由して知り合った異性により、トラブルに巻き込まれるケースが多発しています。

神奈川県の実施

神奈川県では、インターネットによる誹謗中傷等に関する相談・支援体制を充実させる取り組みとして、インターネット上の誹謗中傷等に苦しんでいる方を対象とした弁護士による専門相談を行っています。

→人権に関する主な相談窓口 P.33

また、インターネット上の人権侵害の早期解決に向けた取り組みとして、インターネット上の差別的書き込みに対するモニタリングを実施し、問題のある書き込みについて、法務局への削除依頼を実施しています。また、モニタリングの情報を共有するなど、国や市町村との連携を通じて、インターネットによる人権侵害の早期解決をめざした取り組みを推進します。

質問コーナー

Q

あるホームページに事実無根の内容が掲載され、自分の名誉を侵害されたので削除してほしいのですが、発信者がわかりません。どうしたらよいのでしょうか？

A

このように名誉毀損等の権利侵害があり、発信者が不明な場合には、プロバイダ等に対して
○当該情報を削除するよう申し出る
○発信者に関する情報（氏名・住所等）を開示するよう請求することができます。

従来、「被害者の救済」と「表現の自由や発信者のプライバシー保護」との調整が課題とされてきましたが、平成14（2002）年5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、

（1）被害者の申出により、プロバイダ等が発信者の承諾なしに当該情報を削除しても発信者に対する損害賠償責任を負わない条件^{（注1）}

（2）被害者が発信者についての情報を開示するよう請求できる条件^{（注2）}
などが定められ、「被害者の保護」と「表現の自由」等との調整を図っています。

また、この法律を受けて、プロバイダ等の業界団体でも削除要請の申出があった場合のガイドラインを定めています。

なお、プロバイダ責任制限法は、令和4（2022）年10月に一部が改正され、SNS等で誹謗中傷をした者の情報開示の裁判手続きがより簡易になりました。

（注1） 次の①②のいずれかに該当するときは、情報を削除しても損害賠償責任なし
①他人の権利が侵害されていると信じるに足る相当の理由があったとき
②権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、7日以内に反論がないとき

（注2） 次の①②両方に該当する場合、開示請求が可能
①開示請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであること
②損害賠償請求権の行使のため必要である場合など、開示を受けるべき正当な理由があること

13 様々な人権課題

これまでに取り上げた人権課題の他にも、アイヌ民族の人権課題、災害発生時の人権課題、ケアラー（ヤングケアラー）の人権課題、孤独・孤立による人権課題や刑を終えて出所した人等への偏見や差別など、様々な人権課題があります。これらの課題についても理解を深め、その解決に向けて取り組むことが大切です。

アイヌ民族の人権課題

世界には多数の先住民族が存在しますが、多くの先住民族は迫害の対象となったり、社会への同化を強いられた結果、言語や伝統的な慣習を捨てることを余儀なくされたりといった困難にさらされています。

たとえば、アイヌ民族は、先住民族として独自の言語や文化を持っていましたが、日本が近代国家を形成する過程において、様々な差別や迫害が行われてきました。このような状況の中、平成31（2019）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、令和元（2019）年5月24日に施行されました。

同法では、アイヌ施策の推進は、多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として行われなければならないとされています。アイヌの人たちは、県内にも居住しています。「ともに生きる社会かながわ」をめざすためにも、アイヌ民族の文化や歴史を理解し、民族としての誇りを尊重することが重要です。

(表5-1)
現在は差別や偏見があると思うか。

	実数	構成比
あると思う	508	72.1%
ないと思う	135	19.1%
わからない	62	8.8%
計	705	

(表10-1) 差別を無くすために必要なこと <更問4>

(差別や偏見が「あると思う」と回答した者に、複数回答)

回 答	実数	構成比
アイヌへの理解を深めるための啓発・広報活動	270	53.1%
アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育	410	80.7%
アイヌへの職業訓練の充実や雇用の確保	268	52.8%
アイヌへの教育の充実・支援	318	62.6%
アイヌへの差別に対する専門の相談機関・施設の充実	232	45.7%
その他	77	15.2%
わからない	23	4.5%
計	1,598	

内閣官房アイヌ総合政策室「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査（平成28（2016）年3月）」より

災害発生時の人権課題

平成23（2011）年3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震による災害、それに伴う原子力発電所の事故により、多くの方々が避難生活を強いられました。そうした状況の中で、人権への配慮に欠ける避難所運営や、放射線被ばくについて風評等に基づいた差別的言動が問題になりました。

また、近年は全国各地で台風等の影響による土砂災害や浸水被害が頻繁に発生しています。過去の災害では、避難所の運営において女性のニーズが十分に配慮されないなどの課題が生じ、女性の視点を取り入れる重要性が指摘されました。今後は、様々な意思決定の場面における女性の参画を促すとともに、防災・復興の各段階で、女性、障がい者、外国籍県民など、多様な視点を反映させた取組みを進めることが重要です。

孤独・孤立による人権課題の深刻化

学校や職場での人間関係や、就職活動がうまくいかなかったなど様々なきっかけから、趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅・自室から外出しない、ひきこもりの状態にある方がいます。その期間も長期化するなど、家族を含めて社会から孤立し、孤独を深めています。また、近年、家族や地域とのつながりが希薄になっていることを背景とした、高齢者等の「孤立死」といった問題も起きています。

これらの課題について、関係機関と連携した相談活動や、就労支援、地域づくりなどを通じて、社会から孤立させない、排除しない、すべての人を受け入れる、ともに生きる社会の実現に向けた取組みを推進します。

ケアラー(ヤングケアラー)の人権課題

ケアラーとは、こころやからだに不調のある人の介護、看護、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人です。こうしたケアラーは、過度な負担がかかることにより、心身の不調や不本意な離職、社会から孤立しやすいといった課題があり、社会全体で支援していくことが必要です。

特にヤングケアラーと呼ばれる子どものケアラーは、家族の介護や看護などを行う際に、年齢や成長に見合わない、重い責任や負担を担うことで、学校に行けない、希望する進路に進めないなど、子どもの権利侵害が懸念される重大な問題です。

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携して支援の取組みを推進します。

家族を支えている
ヤングケアラーは、
かっこいい。

でも、
一人で頑張らないで、
誰かを頼ったっていい。



**子どもが子どもで
いられる街に。**

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

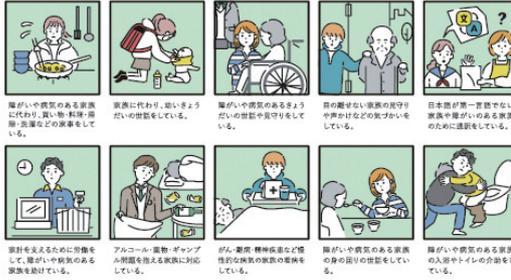
ヤングケアラーについて
詳しくはこちら
<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



厚生労働省

？ ヤングケアラーって？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

家族に代わり、思いきょうだいの世話をしている。

障がいや病気のあるようだが、世話をしている。

目の見えない家族の留守りや声かけなどの気づかいをしている。

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

薬料を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。

がん・鬱病・精神疾患など慢性の病気のある家族の世話をしている。

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。

障がいや病気のある家族の介護をしている。

？ ヤングケアラーは「ふつうのこと」？

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思っても構いません。でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負担がかかっている場合は、すこし注意が必要です。



学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負担がかかっている場合は、すこし注意が必要です。

学校の先生、スクールカウンセラー、スタディソーシャルワーカー、地域のNPOなど、情報できる相手に相談してみよう。

厚生労働省の相談ホームページでも、様々な相談先を紹介しています。
<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



刑を終えて出所した人等の人権課題

罪を犯した人であっても、その罪ときちんと向き合い、刑務所等で更生のための矯正教育を受け、社会復帰のために努力して再出発した人は、私たちと同じ社会の一員です。しかし、刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見や差別は根強く、就労や住居の確保が困難であるなど、社会復帰が極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人等の社会復帰のためには、自らの努力を促すだけでなく、社会において孤立しないよう周りの人々の理解と協力が必要です。刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別を解消し、立ち直りを支える家庭や地域をつくることが大切です。

質問コーナー

Q

なぜ、罪を犯した人を支援するのでしょうか？

A

矯正施設内や被疑者の中には、虐待の被害者や貧困といった生育環境の問題や、障がいの特性による問題解決方法の不適切さや認知のゆがみ等の個人内要因の影響により、社会から孤立し、罪を犯してしまった人が少なからず存在します。犯罪だけではなく、逆境的な経験など、その背景や生活歴に目を向けると、おのずと福祉支援の必要性が浮かび上がってきます。

人権に関する主な相談窓口

※ ここに掲載した以外に、国、県、市町村、民間団体が様々な相談窓口を設けています。また電話以外にも、メールやLINEで相談できる窓口もあります。受付時間、曜日は各相談窓口により異なります。

※ 詳しくは県ホームページに最新の相談窓口一覧を掲載していますのでご確認ください。

相談内容等	機関名称等		電話番号
人権一般	横浜地方法務局	みんなの人権110番	0570-003-110
子どもの人権		子どもの人権110番	0120-007-110
24時間子どもSOSダイヤル	県立総合教育センター		0120-0-78310 0466-81-8111
人権・子どもホットライン (子ども専用)	中央児童相談所		0466-84-1616
子ども家庭110番	中央児童相談所		0466-84-7000
DV相談	配偶者暴力相談支援センター	女性のための相談窓口 女性相談員による相談 ※同性間での相談もお受けできます。	0466-26-5550
		女性への暴力相談週末ホットライン	045-451-0740
		多言語による相談 (英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語)	090-8002-2949
		被害者の方の相談 *同性間での相談もお受けできます。	045-662-4530
		DVに悩む方の相談	045-662-4531
ユーステレホンコーナー (少年の被害相談)	県警本部		0120-45-7867 045-641-0045
性犯罪110番			#8103 0120-38-8103
障がい者差別に関する相談	障害福祉課		045-212-0304
こころの電話相談	精神保健福祉センター (平日9時から21時)		0120-821-606
ヘイトスピーチ専門相談 (弁護士相談)	共生推進本部室		045-210-3637
労働相談	かながわ労働センター (本所)	横浜市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	045-662-6110
	川崎支所	川崎市	044-833-3141
	県央支所	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	046-296-7311
	湘南支所	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	0463-22-2711(代)
犯罪被害相談	かながわ犯罪被害者サポートステーション		045-311-4727
	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」		#8891 045-322-7379
SOGI派遣相談			
インターネット上の誹謗中傷専門相談 (弁護士相談)	共生推進本部室		045-210-3637



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

Kanagawa committed to SDGs

SDGs 未来都市 神奈川県



神奈川県

神奈川県(福祉子どもみらい局 共生推進本部室)・神奈川県教育委員会(教育局行政部行政課)
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話(045)210-1111(代表)



再生紙を使用しています 発行 令和5年3月